(12) 水防法に規定する地下街等の所有者又は管理者が取得した一定の浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(13) 南海トラフ地震防災対策推進地域等において、港湾法の規定による国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて改良された一定の特別特定技術基準対象施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の改良期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(14) 都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が認定計画に基づき設置した一定の市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その設置期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(15) 特定所有者不明土地について土地使用権を取得した者が当該特定所有者不明土地を使用する地域福利増進事業により整備した施設の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その土地使用権の取得期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(16) 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(17) 水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、浸水被害軽減地区の指定期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(18) 自転車活用推進法に規定する市町村自転車活用推進計画に定められた一定の自転車を賃貸する事業を行う者が取得し、かつ、当該事業の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(19) 港湾法に規定する港湾運営会社が、国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾において、政府の補助を受けて港湾脱炭素化促進事業により取得した一定の船舶のための動力源の供給の用に供する施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる施設の取得期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(20) 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の八関係）

(21) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の新築期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の八関係）

(22) 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された防災施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる防災施設建築物の新築期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の八関係）

(23) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物等に該当する一定の家屋のうち、政府の補助を受けて一定の耐震改修を行い、一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の一〇関係）

(六) 次のとおり課税標準の特例措置等を改めることとした。

(1) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が所有し、かつ一定の業務の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、基盤技術研究円滑化法に規定する業務の用に供する償却資産を適用対象から除外することとした。（第三四九条の三関係）

(2) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、事業区域の全部又は一部が特別区の区域内にある認定事業にあっては一定のものに限定した上、その対象資産の取得期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(3) 鉄道事業者等が既設の鉄軌道に係る一定の耐震補強工事によって新たに取得した一定の鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、当該鉄道施設に係る要件に一定の政府の補助を受けて取得することを加えた上、その対象資産の取得期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(4) 一定の政府の補助を受けた者が児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用対象を当該施設について最初に当該政府の補助を受けた者に限定した上、その補助開始対象期間を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(七) 次に掲げる課税標準の特例措置を廃止することとした。

(1) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得した一定の家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第一五条関係）

(2) 平成二八年熊本地震により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は当該損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第一六条の二関係）

軽自動車税

(一) オーストラリア軍隊が所有する軽自動車等のうち公用に供するものに対しては、軽自動車税を非課税とする措置を講ずることとした。（第四四五条関係）

(二) 環境への負荷の低減に著しく資する三輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税措置について、令和六年一月一日以後の適用範囲に係る燃費性能に関する要件等を見直すこととした。（第四四六条関係）

(三) 環境性能割の税率について、令和六年一月一日以後の適用範囲に係る燃費性能に関する要件等を見直すこととした。（第四五一条関係）

(四) 令和元年一〇月一日から令和三年一二月三一日までの間に取得した自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置を廃止することとした。（附則第二九条の八の二及び第二九条の一八関係）

(五) 非課税対象車等に係る環境性能割について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときに、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用する等の特例措置について、次のとおり見直しを行うこととした。（附則第二九条の九関係）

(1) 当該認定等の申請をした者等の不正行為に起因し環境性能割の不足額が発生した場合の当該者が納付すべき環境性能割の額は、当該不足額に一〇〇分の三五（改正前一〇〇分の一〇）の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとした。